

議 長 日程第8「議案第47号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第47号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ885万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,383万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正は、低所得者の保険税を公費で補填する国民健康保険基盤安定制度負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金増額の補正、年度始めの職員の人事異動及び人事院勧告による職員の給与等の改正に伴う人件費の補正、それに伴います職員給与費等繰入金増額の補正及び平成30年度の国民健康保険事業が確定し、一般財源となる繰越金の受け入れに係る歳入補正でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。款の6、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は、460万7,000円の増額となります。保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度でございます。保険料軽減分として、県4分の3、町4分の1の負担割合となり、また保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1としての負担割合でございます。一旦一般会計で国費・県費を受け入れ、町負担分を加えて繰り入れるものでございます。

次、節の2、職員給与費等繰入金でございますが、年度始めの職員の人事異

動及び人事院勧告に職員の給与等の改正に伴う人件費増額分の補正となります。一般会計繰入金につきましては、一般会計補正予算でお認めいただいた国民健康保険事業特別会計繰出金と同額の3万8,000円の増額でございます。

款の7、項の1、目の1、繰越金につきましては、前年度の実質収支は3,920万7,512円となりましたが、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により3,000万円を基金繰入金としましたので、残額の920万7,000円と当初予算500万円との差額420万7,000円を増額補正させていただきます。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明させていただきます。款の1、総務費、項の1、総務管理、目の1、一般管理につきましては、年度始めの職員の人事異動、人事院勧告による職員の給与等の改正に伴う人件費増額の補正で、3万8,000円を増額させていただきます。

次に、款の9、項の1、目の1、予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただいております。なお、次のページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第47号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。